

(別紙 1)

平成 29 年度～平成 33 年度 社会福祉法人清長会 社会福祉充実計画

1. 基本的事項

法人名	社会福祉法人 清長会	法人番号	6090005000320					
法人代表者氏名	小田切 正貴							
法人の主たる所在地	山梨県甲府市下帯那町 3 2 1 5 - 1							
連絡先	0 5 5 - 2 5 1 - 8 4 5 0							
地域住民その他の関係者への意見聴取年月日								
公認会計士、税理士等の意見聴取年月日	平成 29 年 5 月 2 5 日							
評議員会の承認年月日	平成 29 年 6 月 2 2 日							
会計年度別の社会福祉充実残額の推移 (単位：千円)	残額総額 (平成 28 年度末現在)	1 か年度目 (平成 29 年度末現在)	2 か年度目 (平成 30 年度末現在)	3 か年度目 (平成 31 年度末現在)	4 か年度目 (平成 32 年度末現在)	5 か年度目 (平成 33 年度末現在)	合計	社会福祉充実事業未充当額
	486,800	466,800	486,800	486,800	486,800	0		0
うち社会福祉充実事業費(単位：千円)		0	0	0	△486,800	0	△486,800	
本計画の対象期間	平成 29 年 8 月 1 日～平成 34 年 3 月 3 1 日							

2. 事業計画

実施時期	事業名	事業種別	既存・新規の別	事業概要	施設整備の有無	事業費
1 か年度目						
	小計					
2 か年度目						
	小計					
3 か年度目						

		小計				
4か年度目	千代田荘東棟 建替え事業 (第一期工事)	社会福祉 事業	既存	築40年が経過する東棟の建替えを行い、施設利用者のプライバシーを尊重した生活空間の確保と、高齢化・重度化に対応した設備整備を行う。併せて、短期入所事業の拡充と相談支援事業所の併設を行い、障害者の地域生活支援体制の充実を図る。 ※第一期工事として、補助金対象分の実施	有	960,520 千円
	小計					960,520 千円
	千代田荘東棟 建替え事業 (第二期工事)	社会福祉 事業	既存	第一期工事に引き続き、補助金対象外分の工事の実施	有	203,480 千円
5か年度目	グループホーム建設事業	社会福祉 事業	新規	入所施設や精神科病院等から地域生活に移行するための受け皿となるグループホームの建設を行い、障害者の地域生活支援体制の整備を図る。	有	97,000 千円
	小計					300,480 千円
	合計					1,261,000 千円

※ 欄が不足する場合は適宜追加すること。

### 3. 社会福祉充実残額の使途に関する検討結果

検討順	検討結果
① 社会福祉事業及び公益事業（小規模事業）	既存の障害者支援施設の建替え事業並びに、新規の障害者グループホームの建設事業に社会福祉充実残額を活用する。
② 地域公益事業	①の計画を実施する結果、残額は生じないため、実施しない。
③ ①及び②以外の公益事業	①の計画を実施する結果、残額は生じないため、実施しない。

#### 4. 資金計画

事業名	事業費内訳	1か年度目	2か年度目	3か年度目	4か年度目	5か年度目	合計	
	計画の実施期間における事業費合計				960,520 千円	300,480 千円	1,261,000 千円	
	財源構成				486,800 千円		486,800 千円	
		社会福祉充実 残額						
		補助金				412,860 千円		412,860 千円
		借入金						
		事業収益				60,860 千円	300,480 千円	361,340 千円
	その他							

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「資金計画」を作成すること。

#### 5. 事業の詳細

事業名	千代田荘東棟建替え事業並びにグループホーム建設事業
主な対象者	<p>①千代田荘東棟の建替え事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>千代田荘入所ご利用者</li> <li>在宅で生活をされている障害者ご本人とそのご家族</li> </ul> <p>②グループホーム建設事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>精神科病院等入院者で地域移行を目指す方</li> <li>入所施設ご利用者で ”</li> <li>在宅で生活をされている障害者ご本人</li> </ul>
想定される対象者数	
事業の実施地域	山梨県内及び近隣都県等
事業の実施時期	平成32年度～平成33年度
事業内容	<p>①千代田荘東棟の建替え事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>居室の個室化と建物設備のバリアフリー化</li> <li>入所定員の削減（80床⇒72床へ）</li> <li>併設する短期入所事業における利用定員の拡大（7名⇒12名へ）</li> <li>相談支援事業所の併設</li> </ul> <p>②グループホームの建設事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定員12名のグループホーム1棟の建設</li> </ul>

事業の実施スケジュール	1か年度目	
	2か年度目	
	3か年度目	
	4か年度目	千代田荘東棟建替え事業（第一期工事：補助金対象分）の実施
	5か年度目	千代田荘東棟建替え事業（第二期工事：補助金対象外分）及びグループホーム建設事業の実施
事業費積算 (概算)	①千代田荘東棟建替え事業について ・業費：総額1,164,000,000（初度調弁含む） （内訳） 第一期工事分 960,520,000円 第二期工事分 203,480,000円 ※補助金：平成32年度社会福祉施設等設備整備費補助金の活用を見込み ②障害者グループホームの建設事業について ・事業費：総額97,000,000円（開発費・初度調弁含む）	
	合計	1,261,000千円（うち社会福祉充実残額充実額 486,800千円）
地域協議会等の意見と その反映状況		

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「事業の詳細」を作成すること。

## 6. 社会福祉充実残額の全額を活用しない又は計画の実施期間が5か年度を超える理由

(別紙2 様式例)

手 続 実 施 結 果 報 告 書

平成 29年 5月 25日

社会福祉法人 清長会

理事長 小田切 正貴 殿

吉川 滋 

私は、社会福祉法人 清長会（以下「法人」という。）からの依頼に基づき、「平成28年4月～平成29年3月度 社会福祉法人清長会 社会福祉充実計画」（以下「社会福祉充実計画」という。）の承認申請に関連して、社会福祉法第55条の2第5項により、以下の手続を実施した。

### 1. 手続の目的

私は、「社会福祉充実計画」に関して、本報告書の利用者が手続実施結果を以下の目的で利用することを想定し、「実施した手続」に記載された手続を実施した。

- ① 「社会福祉充実計画」における社会福祉充実残額が「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」（以下「事務処理基準」という。）に照らして算出されているかどうかについて確かめること。
- ② 「社会福祉充実計画」における事業費が、「社会福祉充実計画」において整合しているかどうかについて確かめること。

### 2. 実施した手続

- ① 社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等に係る控除の有無の判定と事務処理基準を照合する。
- ② 社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等について事務処理基準に従って再計算を行う。
- ③ 社会福祉充実残額算定シートにおける再取得に必要な財産について事務処理基準に従って再計算を行う。
- ④ 社会福祉充実残額算定シートにおける必要な運転資金について事務処理基準に従っ

て再計算を行う。

- ⑤ 社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉充実残額について、再計算を行った上で、社会福祉充実計画における社会福祉充実残額と突合する。
- ⑥ 社会福祉充実計画における1、2、4及び5に記載される事業費について再計算を行う。

### 3. 手続の実施結果

- ① 2の①について、社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等に係る控除対象財産判定と事務処理基準は一致した。
- ② 2の②について、社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等の再計算の結果と一致した。
- ③ 2の③について、再取得に必要な財産の再計算の結果と一致した。
- ④ 2の④について、必要な運転資金の再計算の結果と一致した。
- ⑤ 2の⑤について、社会福祉充実残額の再計算の結果と一致した。さらに、当該計算結果と社会福祉充実計画における社会福祉充実残額は一致した。
- ⑥ 2の⑥について、社会福祉充実計画における1、2、4及び5に記載される事業費について再計算の結果と一致した。

### 4. 業務の特質

上記手続は財務諸表に対する監査意見又はレビューの結論の報告を目的とした一般に公正妥当と認められる監査の基準又はレビューの基準に準拠するものではない。したがって、私は社会福祉充実計画の記載事項について、手続実施結果から導かれる結論の報告も、また、保証の提供もしない。

### 5. 配付及び利用制限

本報告書は法人の社会福祉充実計画の承認申請に関連して作成されたものであり、他のいかなる目的にも使用してはならず、法人及びその他の実施結果の利用者以外に配付又は利用されるべきものではない。

(注) 公認会計士又は監査法人が業務を実施する場合には、日本公認会計士協会監査・保証実務委員会専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」を参考として、表題を「合意された手続実施結果報告書」とするほか、本様式例の実施者の肩書、表現・見出し等について、同実務指針の文例を参照して、適宜改変することができる。

以上